

別 添

総 行 行 第 2 1 号
国 土 入 企 第 3 1 号
平 成 2 6 年 2 月 7 日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各政令指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各政令指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総 務 省 自 治 行 政 局 長

国 土 交 通 省 土 地 ・ 建 設 産 業 局 長

公共工事の円滑な施工確保について

日本経済の成長力の底上げと好循環の実現を図るためには、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）及び平成 26 年 2 月 6 日に成立した平成 25 年度補正予算も含めた今後の公共工事の迅速かつ着実な実行が重要です。

「好循環実現のための経済対策」では、「建設産業の現場の人手不足感が高まる中で、地域の建設企業が採算性を確保しつつ、公共事業の円滑な施工が確保されるよう、最新の労務単価の適用等による適正な価格による契約、地域企業の活用に配慮しつつ発注ロットの大型化等による技術者・技能者の効率的活用、地域の実情等に応じた資材等の地域外からの調達に係る適切な支払い、入札契約手続きの効率化等の徹底、資金調達の円滑化等により、万全を期する」こととされて

います。

このため、各地方公共団体におかれては、前記「好循環実現のための経済対策」の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 23 年 8 月 25 日付け総行行第 126 号・国土入企第 14 号）において要請した内容を踏まえ、下記の措置を講じることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 18 条第 2 項に基づき、要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしく願います。

記

1. 適正な価格による契約について

(1) 予定価格の適切な設定について

予定価格の設定に当たっては、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映させること。

また、適正な積算に基づく設計書金額に相当程度の一定率を乗じること等により当該金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、「予定価格の適正な設定について」（平成 26 年 1 月 24 日付け総行行第 13 号・国土入企第 27 号）により要請したとおり、厳に慎むこと。

最近では、大型の公共建築工事を中心に、予定価格が実勢価格と乖離していることなどを原因として入札不調・不落が発生していることから、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成 26 年 1 月 24 日付け総行行第 12 号・国営計第 102 号・国土入企第 24 号）の趣旨を踏まえ、実勢を踏まえた適正な予定価格の設定等を通じた円滑な施工確保を図ること。

(2) 予定価格等の事前公表の見直しについて

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと

等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

(3) 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の見直しについて

適正価格での契約の推進を図るため、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、「低入札価格調査における基準価格の見直し等について」(平成 25 年 5 月 16 日付け総行第 74 号・国土入企第 3 号)により要請したとおり、平成 25 年 5 月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直すこと。

(4) スライド条項の適切な設定・活用について

契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備え、いわゆるスライド条項(公共工事標準請負工事約款第 25 条)を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図ること。また、その旨建設業者に周知徹底すること。

(5) 設計変更等の適切な実施について

設計図書の不備等による着工の遅れ、人員不足による検査の遅れなど発注者側の事情に起因して工期が長期化した場合には、設計変更等により適切に対応すること。

(6) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更等について

工事の発注量や資材の需給に係る状況等から入札不調・不落や資材の不足が懸念される地域では、遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更等について、「平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について(平成 25 年 2 月 6 日付け国技建第 7 号)」(別添 1)を参考として、適切な運用に努めること。

2. 技術者・技能者の効率的活用

(1) 地域の実情等に応じた発注ロットの大型化について

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、地域の実情等に応じて、

複数の工区をまとめて発注するなど発注ロットを大型化して発注すること。その際、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等については、「平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について（平成 25 年 2 月 6 日付け国技建第 7 号）」（別添 1）を参考に、適切に行うこと。

(2) 技術者の専任等に係る取扱いについて

主任技術者の専任に係る取扱い、現場代理人の常駐義務緩和に関する運用及び監理技術者等の専任を要しない期間の設定については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成 26 年 2 月 3 日付け国土建第 272 号）（別添 2）における趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

(3) 柔軟な工期の設定について

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、受注者が配置技術者、技能労働者、資機材等を確保するための準備期間を考慮して工期の開始時期を調整するなど、公共工事の円滑な施工確保のため柔軟な工期設定に努めること。

3. 入札契約手続きの効率化等

入札契約手続の実施に当たっては、透明性、公正性の確保等を図るとともに、事業に早期に着手できるよう、入札公告等の準備行為の前倒しや総合評価落札方式における提出資料の簡素化、指名競争入札方式の活用等により可能な限り手続に要する期間の短縮に努めるとともに、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき契約すること等により、事務の改善及び効率化に努めること。

4. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針及び平成 25 年 6 月 25 日に閣議決定された「平成 25 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」において、地域の中小企業者の適切な評価を行うとともに、公共工事の効率的施工等が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うこと等

とされている趣旨を踏まえ、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

5. 建設業者の資金調達円滑化のための取組について

前払金・中間前払金について未導入の団体については早急にその導入を図るとともに、前払金制度のさらなる活用や支払限度額の見直し、工事請負代金の支払手続の迅速化に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用を努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

6. 就労環境の改善について

公共工事の増加に伴い、建設労働者の勤務時間の増加、工期延長に伴う資金不足による賃金支払いの遅延等の就労環境の悪化が懸念されるところであり、また、平成26年2月6日に成立した補正予算による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払いが行われることが重要であることに鑑み、適切な工期の設定や柔軟な設計変更、前払金・中間前払金の活用などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

また、国土交通省直轄工事においては、事業者が本来負担すべき法定福利費の額が予定価格に適切に反映されるよう、現場管理費率式の見直しを行い、平成24年4月1日から適用しているが、貴団体発注工事においても同様の見直しを行うことにより、建設労働者にとって最低限の福利厚生であり法令上の義務である社会保険等への加入促進を図ること。